

第 8 回総務省行政事業レビュー推進チーム会合

平成 26 年 8 月 4 日
持 ち 回 り 開 催

[次第]

総務省サマーレビュー・ワーキンググループの設置について

[資料]

総務省サマーレビュー・ワーキンググループの設置について（案）

[参考資料]

- 1 平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画（平成 26 年 3 月 31 日総務省）
- 2 行政事業レビュー実施要領（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定（平成 26 年 3 月 14 日改定））

平成 26 年 8 月 4 日
総務省行政事業レビュー
推進チーム事務局

総務省サマーレビュー・ワーキンググループの設置について（案）

「平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画」（平成 26 年 3 月 31 日総務省。以下、「行動計画」という。）別紙 1 ⑤に規定するワーキンググループを下記のとおり設置し、「行政事業レビュー実施要領」（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定）6 に規定する取組を行うこととする。

なお、次年度以降に策定する行動計画において、同様の取り組みが求められる場合は、本ワーキンググループにより引き続きサマーレビューを行うこととする。

記

1. グループ・リーダー

大臣官房会計課長（総務省行政事業レビュー推進チーム副統括責任者・予算執行調査室長）

2. サブリーダー

大臣官房会計課企画官（予算執行調査室担当）

3. メンバー

大臣官房会計課 予算担当係関係者全員（予算執行調査室室員）

大臣官房会計課 監査指導係全員（予算執行調査室室員）

平成 26 年 3 月 28 日
総 務 省

平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画

1. 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下、「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたのか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

また、レビューは、行政の無駄の削減のみを目的とするものではなく、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

以上を踏まえ、総務省においては、「今後の行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議とりまとめ）等に定める手続によりレビューに係る取組を進める他、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、平成 26 年度のレビューを実施する。

2. レビューの取組体制

（1）構成員

- ① レビューは、以下の構成員によって構成する総務省行政事業レビュー推進チーム（以下、「チーム」という。）が実施する。

統括責任者：大臣官房長

副統括責任者：大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー：各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- ② チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。

- ③ 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する

（2）チームの取組

チームは、以下の取組を行うものとする。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下、「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

- ② 外部有識者の指名
- ③ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ④ 外部有識者による公開の場での点検(以下、「公開プロセス」という。)の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ⑤ ①、③及び④を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ
- ⑥ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑦ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ
- ⑧ レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、上記で示した取組に加えて、自主的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。
- ⑨ 実施要領2(2)②を踏まえ、上記①及び③乃至⑦に係る取組に関する具体的な内容と担当者を別紙1のとおり定める。

3. 取組の進め方

本行動計画に定めるものの他、「今後の行政事業レビューの実施等について」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議とりまとめ)等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるものとする。

また、さらに具体的な取組については、「行政事業レビュー実施要領」(平成 25 年 4 月 2 日行政改革推進会議策定、平成 26 年 3 月 14 日改定)(以下、「実施要領」という。)等を踏まえて取り運ぶこととする。

4. スケジュール

別紙2のとおりとする。

平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画2. (2)①及び③乃至⑦に係る取組に関する具体的な内容と担当者(担当機関)は、次のとおりとする。

① 事業所管部局によるレビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導

- ・チームの指示を受け、事務局は、行政事業レビュー実施要領(以下、「実施要領」という。)3(1)②の留意事項及びレビューシート作成の発注を事業所管部局(予算担当部門)に行う際、内閣官房行政改革推進本部事務局から示された記載要領に沿って適切に記入するよう指導する。
- ・また、その際、特にレビューシート中の「事業所管部局による点検」欄については、実施要領3(2)を踏まえ、厳格に自己点検を行った上で記入するよう指示する。
- ・事業所管部局においては、チームからの指示等を踏まえ、各事業所管課室の担当者に対して適切に作業を発注することとし、レビューシートのとりまとめに当たっては、自らも当該レビューシートが適切に記入されているか、また、厳格な自己点検がなされているか等を確認の後、事務局にレビューシートを送付する。
- ・事務局は、事業所管部局から提出されたレビューシートが適切に記入されているか等につき点検し、その点検結果をとりまとめた上でチームに報告する。

③ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

- ・チームの指示を受け、事務局は、実施要領4(3)①及び②に該当する事業を選定し、チームに諮ったうえで点検対象事業を確定させ、外部有識者への点検を依頼する。
- ・なお、その際、特に②の事業の選定に当たっては、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選考を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないように選定を行う。
- ・また、外部有識者からの点検結果の聴取に当たっては、実施要領4(6)①が徹底されるべく、②を踏まえた取組を行うものとする。

④ 公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- ・チームの指示を受け、事務局は、実施要領5(1)①乃至④を踏まえ、公開プロセスの対象となる事業の候補(以下、「候補事業」という。)を選定する。
- ・なお、候補事業が公開プロセスの対象事業としてふさわしいかどうかについて検証するため、外部有識者会合を活用し、外部有識者から意見聴取を行う。
- ・また、外部有識者の意見聴取の結果なども踏まえ、候補事業の中から公開プロセス対象

事業を選定し、チームに諮った上で実施要領5に定める公開プロセスに係る一連の手続を行う。

・おって、点検結果を聴取に当たっては、実施要領5(4)⑥で示された手続を経たとりまとめコメント等を、実施要領5(4)⑦によりレビューシートの所定の欄に記入することにより取り運ぶものとする。

⑤ ①、③及び④を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検結果(所見)のとりまとめ

・上記①、③及び④までのプロセスを経て作成されたレビューシートについては、事務局に別途設置する予算編成を担当する職員及び予算執行の点検を担当する職員を中心に構成するワーキンググループ(以下、「WG」という。)において、実施要領6に規定する取組を経た上で厳しく点検し、その結果を事務局に報告する。

・事務局は、点検結果をとりまとめてチームに報告する。

⑥ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

・上記⑤までのプロセスを経てチームの所見の欄に必要事項を記入したレビューシートについては、速やかに事務局から事業担当部局(予算担当部門)に送付し、早急に、「所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況」の欄を記入し、事務局への提出を指示する。

・事業所管部局においては、チームからの指示等を踏まえ、各事業所管課室の担当者に対して適切に作業を発注することとし、レビューシートのとりまとめに当たっては、自らも、「所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況」の欄が適切に記入されているか、等を確認の後、チームにレビューシートを送付する。

・事務局は、上記までのプロセスを経て提出されたレビューシートをとりまとめの上、WGに対して改善状況の点検を指示する。

・WGは、速やかに改善状況の点検を行うとともに、点検結果を事務局に報告する。

・事務局は、WGからの報告を受け、総括表にとりまとめてチームに報告する。

⑦ 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

・上記⑥までの手続を踏まえ、チームは、総務省全体の概算要求への反映状況を確認し、取りまとめの上、レビューシートの最終公表後一週間以内に公表する。

平成 26 年度総務省行政事業レビュー想定スケジュール

実施時期		実施内容
4 月	上旬	・平成 26 年度総務省行政事業レビュー行動計画の公表 ・事業単位の整理 ・レビューシートの作成開始
	中旬	・外部有識者の点検を受ける事業の選定 ・公開プロセス対象事業候補の選定
	下旬	・公開プロセス対象事業候補の登録
5 月	上旬 ～ 下旬	・レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催(以下、「合同会合」という。)(事業の効率的・効果的な点検のための調整)
	下旬	・レビューシートの中間公表(公開プロセス対象事業に限る。)
6 月	中旬	・公開プロセスの実施と点検結果(とりまとめ結果)の聴取
	下旬 ～ 上旬	・レビューシートの中間公表(公開プロセス対象事業以外。) ・外部有識者によるレビューシートの点検(特定事業に限る。) ・外部有識者からの点検結果の聴取
7 月	中旬 ～ 下旬	・チームによるレビューシートの点検(サマーレビュー)及び点検結果のとりまとめ ・チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
	(7月 ～ 8月)	・合同会合の開催(政策評価のチェック結果と行政事業レビューの点検結果についての議論)(2 回程度開催)
8 月	下旬	・総務省行政事業レビュー推進チームの開催(平成 27 年度予算概算要求への反映結果の確認) ・レビューシート最終版(平成 27 年新規要求事業以外)の公表 ・平成 27 年度予算概算要求の提出
9 月	中旬	・レビューシート最終版(平成 27 年新規要求事業)の公表
10 月～1 月		・行政改革推進会議による「秋のレビュー」の開催 など
1 月～2 月		・合同会合の開催(今年度の取組の総括及び翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出)

(注) 下線部が今回新たに追加した箇所

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改定
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者とすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあっては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）のとりまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ

- ③ レビューは各府省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、②に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねながら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(2) 行動計画の策定

- ① 各府省は、毎年、4月上旬までに、当該年におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である(1)の②のアからカまでについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

(3) 事業単位の整理及び施策と事業との対応関係の明示

各府省は、事務的経費、人件費等を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、事業内容が国民にとってわかりやすいものとなるよう、特に留意するとともに、レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策と、当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業との対応関係を明記する。

なお、移替経費については、原則として、予算を計上した府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

3 レビューシートの作成及び中間公表

(1) レビューシートの作成

- ① 各府省は、事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって、レビューシートを作成する。
- ② レビューシートの作成に際しては、以下の点に特に留意するものとする。
- ア 成果目標及び成果実績（アウトカム）並びに活動指標及び活動実績（アウトプット）の記載に際しては、次のように必ず何らかの指標を設定することとし、定量的な指標設定が困難な旨だけを記載しないようにする。
- a 記載内容の客観性を維持するため、定量的な指標を記載（事業の目標を直接

的に測ることのできる指標の設定が困難な場合は、間接的な指標を設定)

b a が困難な場合は、その理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載（その場合は、それが適切であるか各府省のチームが重点的に点検）

イ 類似の事業がある場合は、「重複排除」欄に、その事業名、所管府省、所管部局名等を記載するとともに、当該事業と類似事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、類似事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に対する説明責任を果たしていくものとする。

ウ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行うとともに、最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、これを徹底する必要がある。

エ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

(2) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートにわかりやすく記載する。

その際、事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこととする。また、事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載することとする。

(3) 中間公表

レビューシートについては、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

① 公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、

② その他の事業（以下「公開プロセス非対象事業」という。）に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、

各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

4 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の指名

① 各府省は、外部有識者を複数名指名し、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、効果的・効率的な点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して指名するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

- ③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に係る審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

- ④ 各府省が指名する外部有識者が②及び③に照らして不適当であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1)で指名した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。

- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、(1)の①に掲げる外部有識者に期待される役割について外部有識者間で周知徹底されるようにする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

- ③ 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に公表するものとする。

(3) 対象事業の選定

- ① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの

イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

ウ 「秋のレビュー」の対象事業など、前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議における指摘事項のあったもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うこと

ができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

- ② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業 （補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業の大幅な見直しを検討しているもの
- ・事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断されるもの

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、より効果的な点検が可能となるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

（４）所見欄への記入

チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

（５）外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（６）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

- ② ①が徹底されるよう、それぞれ次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように検証・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」

の欄に記載する。

5 公開プロセスの実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、4の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開検証が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されるよう、外部有識者会合を活用し、外部有識者から意見聴取等を行った上で選定を行うこととする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による検証を行うことが有効と判断される事業がある場合はこの限りではない。

- ③ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。

- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。

(2) 外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から

とりまとめ役を指名する。

- ② 各府省においては、4の（1）で指名した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に指名し、公開プロセスに参加させることができる。

（3）事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

（4）公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、一般傍聴までは要しないものの、インターネット中継等により公開性を担保する。また、結果及び議事録を事後に公表するものとする。
- ④ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。
- 外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。
- ・ 廃止：「国が行う事業として目的や効果が明確でない」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合等
 - ・ 事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、抜本的に見直すべきと考えられる場合等
 - ・ 事業内容の一部改善：「資金が効率的に使われていない部分がある」、「効果の薄いメニューが含まれている」など、より効果的・効率的な事業とするため、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合等

- ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

- ⑤ とりまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及びとりまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及びとりまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、とりまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及びとりまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

- ⑥ 外部有識者のコメント及びとりまとめコメントには、④のいずれの選択肢を選択する場合にも、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠を具体的に明記されるようにする。さらに、改善の手法や事業見直しの方向性も具体的に明記されるようにする。

- ⑦ チームは、公開プロセスの評価結果及びとりまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及びとりまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

6 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、5の(4)の④に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するも

のとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように検証を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄にわかりやすく記述するものとする。

7 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、概算要求の提出期限までに公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表するものとする。

8 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

各府省は、前年度事業のほか、

- ・当該年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入の上、

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内を目途に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

① 新規事業及び新規要求事業については、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。

② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、

- ・新規事業については、レビューシートの最終公表後 1 週間以内に、
- ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内を目途に、それぞれ公表するものとする。

9 行政改革推進会議による点検等

(1) レビューシート最終公表後の点検

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか等についてチェックを行い、必要に応じ、チェックの結果が予算編成過程で活用されるよう意見を提出するものとする。

(2) レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

① 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、同会議にチームの取組や公開プロセスの実施等のレビューの取組に係る報告等を行うものとする。

② 事務局は、「秋のレビュー」等での指摘に対する各府省の対応状況について、レビューシートの最終公表などの機会をとらえて、フォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

(3) チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

10 優良改善事業の選定等

(1) 行政改革推進会議による選定

① 行政改革推進会議は、レビューの一環として、各府省の自主的な事業改善の取組に着目し、優れた取組が行われた事業を優良改善事業として積極的に評価するとともに、これを各府省にグッドプラクティスとして共有するものとする。

② 優良改善事業の選定は、次のすべてに該当するものについて行うものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 各府省による事業改善の取組

各府省において、チームは、優良改善事業の取組を参考として積極的な事業改善の取組を行うよう、事業所管部局に対して働きかけるとともに、事業所管部局による事業改善の取組を把握し、良い取組については積極的に評価し、省内に普及させていくものとする。

また、自主的な事業改善の取組については、レビューシートの所定の欄に、その具体的内容を記載するものとする。

1.1 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートを元に、事業の見直しに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議によるレビューシート最終公表後の点検に活用するものとする。
- ② 事務局は、データの集計や分析など加工が行いやすいレビューシート等の作成・公表の手法を構築し、国民による利活用の促進を図るものとする。
- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省は、優良改善事業の取組をはじめ、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう 努める ものとする。

(3) 政策評価との連携

- ① レビューは、事業レベルでのPDCA（Plan：企画・立案、Do：執行、Check：評価・検証、Action：反映）サイクルの具体化を図る取組であり、政策・施策レベルにおけるPDCAサイクルの基盤である政策評価と連携して取り組むことにより、より効果的、効率的に推進していく必要がある。
- ② このため、各府省は、以下のような取組を進めていくことが推奨される。
 - ア 合同のチームによるレビューと政策評価の一体的な推進
 - イ レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催

(4) 若手職員の研修

予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手の研修を充実させるものとする。

(5) ルールの追加等

本ルールのほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本ルールや事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。